

愛媛県県民文化会館利用管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第10条の規定に基づいて愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の指定管理者公益財団法人愛媛県文化振興財団（以下「財団」という。）が行う会館の利用管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(会館の利用時間)

第2条 会館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、特に必要があると認めるときは、愛媛県の承認を得て同項の利用時間を変更することがある。

(会館の休館日)

第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日）ただし、財団が特に必要があると認めるときは、愛媛県（以下「会館設置者」という。）と協議し、変更することがある。
- (2) 財団が臨時に特に必要があると認めた日

2 前項第1号の規定にかかわらず、財団が特に必要があると認めるときは、休館日に会館を利用させることがある。

(禁止行為)

第4条 会館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る行為については、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他、危険物の持ち込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置

(入館の制限)

第5条 財団は、会館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは会

館への入館を禁じ、その利用を制限し、又は退館を命ずることがある。

- (1) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 会館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設、附属設備及び備品（以下「会館の施設等」という。）を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 財団の職員の指示に従わないとき。

（会館の利用の許可）

第6条 会館の施設を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に愛媛県県民文化会館使用申込書（様式第1号。以下「利用申込書」という。）を財団に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) メインホール、サブホール及び多目的ホール 利用日の1年前から7日前まで
- (2) リハーサル室及び楽屋
 - ① ホールとの一体利用の場合 利用日の1年前から前日まで
 - ② 単独利用の場合 利用日の3月前から当日まで
- (3) 会議室 利用日の6月前から当日まで

2 財団は、前項の規定による利用の申込があった場合において、利用が適当であると認めるときは、利用の許可を決定し、当該申込をした者に対して愛媛県県民文化会館利用決定通知書兼請求書（様式第2号）（以下「決定通知書兼請求書」という。）を送付するものとする。この場合において、会館の利用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。

3 財団は、第1項に定める期間外に利用申込書の提出があった場合であっても、ホール利用など特に理由があると認めるときは、同項の利用の許可をすることがある。

4 前項及び前項に準ずると認められるものについては、当年1月1日から向こう4年の間において仮申込を受け付けることとする。

5 仮申込の期間は、利用日の1年前までとし、仮申込件数は2件までとする。

6 仮申込の期間終了後に利用申込書の提出がない場合、他に利用希望者がある場合は抽選を行う。

7 抽選により利用日を決定した場合は、速やかに利用申込書を提出するものとする。

8 第6項及び第7項の規定は、国又は地方公共団体へは適用しない。また、財団が特に理由があると認める場合も同様とする。

(会館の利用許可の基準)

第7条 財団は、会館の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第2項の利用の許可をしないものとする。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であるとき。
- (2) 会館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 会館の施設等を滅失し、毀（き）損するおそれがあるとき。

(会館の利用の変更・取消)

第8条 第6条第2項の利用の許可を受けた者（以下「会館利用者」という。）は、利用日時、入場料その他財団が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県県民文化会館利用変更届（様式第3号）を財団に提出しなければならない。

2 会館利用者は、施設等の利用を取消そうとする場合は、あらかじめ愛媛県県民文化会館利用取消届（様式第4号。以下「利用取消届」という。）を財団に提出しなければならない。

(会館の利用の許可の取消し等)

第9条 財団は、会館利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがある。会館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規程に違反し、又は会館の職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (5) 会館の職員等に対し、暴行、脅迫、威圧的な不当要求等を行ったとき。

(会館の利用料金)

第10条 愛媛県県民文化会館管理条例（平成17年愛媛県条例第71号。）第12条の規定による利用料金の額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(会館の利用料金の減免)

第11条 財団は、特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより利用料金を減免することがある。

(利用料金の納付)

第 12 条 会館利用者は、利用の前に利用料金を財団に納付しなければならない。ただし、財団がやむを得ないと認めるときは、後納又は分納することができる。

(会館の利用料金の返還)

第 13 条 財団は、既に収受した利用料金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他、利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。 利用料の全額。
- (2) 次に掲げる日までに利用取消届の提出があり、財団がやむを得ないと認めるとき。 利用料の 50 パーセントに相当する額

ア メインホール、サブホール及び多目的ホール	利用日の 30 日前
イ リハーサル室、楽屋、会議室	利用日の 2 日前

2 前項ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、愛媛県県民文化会館利用料金返還請求書（様式第 5 号）を財団に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第 14 条 会館を利用する者は、自己の責めに帰すべき理由により会館の施設等を滅失し、又は毀（き）損したときは、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による原状回復の方法又は損害賠償の額若しくは方法は、その都度財団が会館設置者と協議して決定する。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、会館の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 この規程の改正については、愛媛県と協議のうえ、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程施行の際、既に提出されている改正前の愛媛県県民文化会館使用規則様式第 1 号の規定による申請書は、改正後様式第 1 号の規定による申込書とみなす。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第 1 から第 3 の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したのものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年10月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第1から第3の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県民文化会館利用管理規程別表第1から第3の規定は、施行日以後の利用にかかる料金で施行日以後にその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用にかかる料金及び施行日以後の利用にかかる料金で施行日前にその金額について収受したものについては、なお従前の例による。

別表第1

イ 愛媛県県民文化会館 本館 利用料金表

区分			午前	午後	夜間	全日	
			9～12時	13～17時	18～22時	9～22時	
メ	入場料が無料	平日	全体	57,750	97,140	128,650	262,550
			1階席	40,420	67,990	90,050	183,780
		祝日等	全体	69,300	116,570	154,380	315,060
			1階席	48,510	81,590	108,060	220,540
イ	入場料の最高が 1,100円未満	平日	全体	75,070	126,290	167,250	341,330
			1階席	52,540	88,400	117,070	238,930
		祝日等	全体	90,100	151,540	200,710	409,600
			1階席	63,070	106,070	140,490	286,720
エ	入場料の最高が 1,100円以上 3,300円未満	平日	全体	92,410	155,430	205,850	420,100
			1階席	64,680	108,800	144,090	294,070
		祝日等	全体	110,890	186,510	247,030	504,120
			1階席	77,620	130,550	172,920	352,880
ホ	入場料の最高が 3,300円以上	平日	全体	115,510	194,290	257,310	525,130
			1階席	80,850	136,000	180,110	367,590
		祝日等	全体	138,620	233,140	308,790	630,150
			1階席	97,030	163,190	216,150	441,100
ロ	リハーサル・ 準備、整理に 使用する場合	平日	全体	28,870	48,570	64,320	131,270
			1階席	20,210	33,990	45,020	91,890
		祝日等	全体	34,650	58,280	77,190	157,530
			1階席	24,250	40,790	54,030	110,270
区分			午前	午後	夜間	全日	
			9～12時	13～17時	18～22時	9～22時	
サ	入場料が無料	平日	25,350	42,650	56,490	115,300	
		祝日等	30,420	51,190	67,780	138,360	
ズ	入場料の最高が 1,100円未満	平日	32,970	55,450	73,440	149,880	
		祝日等	39,550	66,550	88,110	179,850	
ホ	入場料の最高が 1,100円以上 3,300円未満	平日	40,570	68,260	90,380	184,470	
		祝日等	48,690	81,910	108,460	221,360	
リ	入場料の最高が 3,300円以上	平日	50,720	85,320	112,990	230,600	
		祝日等	60,860	102,390	135,580	276,720	
ル	リハーサル・ 準備、整理に 使用する場合	平日	12,670	21,320	28,240	57,650	
		祝日等	15,210	25,590	33,890	69,180	

区分			午前	午後	夜間	全日	
			9～12時	13～17時	18～22時	9～22時	
真珠の間	会議、講演会等	平日	全体	118,140	157,520	157,520	393,840
			A	59,110	78,830	78,830	197,100
			B	49,820	66,430	66,430	166,090
		祝日等	全体	141,780	189,050	189,050	472,610
			A	70,940	94,590	94,590	236,520
			B	59,780	79,720	79,720	199,310
	芸術文化公演事業	平日	全体	82,700	110,270	110,270	275,690
			A	41,340	55,120	55,120	137,840
			B	34,730	46,300	46,300	115,780
		祝日等	全体	99,240	113,510	113,510	330,830
			A	49,610	66,140	66,140	165,420
			B	41,660	55,560	55,560	138,940
区 分			午前	午後	夜間	全日	
			9～12時	13～17時	18～22時	9～22時	
リハーサル室	第1リハーサル室		4,450	7,500	9,940	20,290	
	第2リハーサル室		1,300	2,180	2,890	5,930	
	第3リハーサル室		1,300	2,180	2,890	5,930	
	第4リハーサル室		2,360	3,950	5,230	10,720	
楽屋	第1、第2、第9、第10および第17～第22楽屋		550	960	1,280	2,600	
	第3～第8楽屋、第11～第16楽屋及び第23～第27楽屋		430	740	990	2,040	
区分			午前	午後	夜間	全日	
			9～12時	13～17時	18～22時	9～22時	
会議室	特別会議室		6,560	8,750	8,750	18,250	
	第1	〃	9,850	13,130	13,130	27,370	
	第2	〃	9,850	13,130	13,130	27,370	
	第3	〃	9,850	13,130	13,130	27,370	
	第4	〃	9,850	13,130	13,130	27,370	
	第5	〃	5,740	7,660	7,660	15,970	
	第6	〃	23,810	31,780	31,780	66,190	
	第7	〃	5,740	7,660	7,660	15,970	
	第8	〃	35,340	47,120	47,120	98,150	

口 愛媛県県民文化会館 別館 利用料金表

区分		午前	午後	夜間	全日	
		9～12時	13～17時	18～22時	9～22時	
別館	第11会議室	7,520	10,040	10,040	20,920	
	第12会議室	2,090	2,810	2,810	5,880	
	第13会議室	3,310	4,410	4,410	9,230	
	第14会議室	2,180	2,920	2,920	6,100	
	第15会議室	2,310	3,080	3,080	6,440	
会議室	第16会議室	全体	5,390	7,190	7,190	15,020
		東半分	2,690	3,590	3,590	7,500
		西半分	2,690	3,590	3,590	7,500
	第17会議室	全体	3,630	4,840	4,840	10,110
		東半分	1,810	2,420	2,420	5,060
		西半分	1,810	2,420	2,420	5,060
	第18会議室	3,630	4,840	4,840	10,110	
	第19会議室	3,630	4,840	4,840	10,110	
	第20会議室	1,230	1,640	1,640	3,440	
第21会議室	1,230	1,640	1,640	3,440		

(注)

- 1 この表において、「平日」とは祝日等以外の日をいい、「祝日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して利用する場合の利用料金は、午前及び午後又は午後及び夜間の利用料金の合計額とする。
- 3 メインホール及びサブホールをリハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料金は、入場料が無料の場合の利用料金の50パーセントに相当する額とする。
- 4 多目的ホールをリハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料金は、各区分の利用料金の50パーセントに相当する額とし、時間を単位として使用する場合は、1時間までごとに午前の利用料金の1時間当たりの額の55パーセントに相当する額とする。
- 5 多目的ホール及び会議室を時間を単位として利用する場合の利用料金は、1時間までごとに午前の利用料金の1時間当たりの額の110パーセントに相当する額とする。
- 6 多目的ホール及び会議室を、午前9時以前に繰上げ又は午後10時以降に延長して使用する場合は、1時間までごとに午前の利用料金の1時間当たりの額の130パーセントに相当する額とする。
- 7 多目的ホールのAB仕切部分の料金は、A側とB側の料金の差額とする。
- 8 メインホール・サブホール・リハーサル室及び楽屋を、区分時間外に利用する場合の料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 午前8時から午前9時まで又は正午から午後1時まで 午前の利用料金の40パーセントに相当する額
 - (2) 午後5時から午後6時まで 午後の利用料金の30パーセントに相当する額
 - (3) 午後10時から翌日の午前8時まで 1時間までごとに夜間の利用料金の30パーセントに相当する額
- 9 1件の利用料金につき10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 10 多目的ホール及び会議室を、パーティー・懇親会等として利用する場合は、飲食提供者が会場の設営を行う。ただし、会館レストラン事業者が一括して飲食の提供を行う場合には、準備又は整理のために利用する場合の料金を減免する。

別表第2

附属設備及び備品の利用料金表

舞 台 設 備	1	スライディングステージ	1回1基	2,240	
	2	大せり	〃	2,440	
			〃	1,700	
	3	小せり	〃	1,270	
	4	オーケストラピット (せりを含む)	メインホール	1回1式	5,750
			サブホール	〃	4,050
	5	回り舞台	1回1基	3,820	
	6	能舞台	1回1式	16,860	
	7	音響反射板	メインホール	〃	5,860
			サブホール	〃	3,940
	8	仮設花道	〃	8,100	
	9	松羽目・竹羽目	〃	2,770	
	10	金びょうぶ	1回1双	1,700	
	11	銀びょうぶ	〃	1,700	
	12	鳥の子びょうぶ	〃	1,700	
	13	山台用毛せん	1回1枚	510	
	14	山台用長布団	〃	200	
	15	所作台(本花道用)	1回1式	2,240	
	16	所作台(わき花道用)	〃	1,800	
	17	所作台	〃	6,180	
	18	平台	1回1台	200	
	19	地がすり	1回1枚	1,800	
	20	紗幕	メインホール	〃	1,270
			サブホール	〃	1,040
	21	紅白幕	1回1対	1,040	
	22	浅黄幕	〃	1,270	
	23	ジヨ一ゼット幕	1回1式	2,440	
	24	道具幕	〃	1,040	
	25	フェルト毛せん	1回1枚	300	
	26	鳥屋囲	1回1式	1,040	
	27	大巨囲	〃	3,080	
	28	日舞用囲	〃	1,800	
	29	大太鼓	〃	840	
	30	平太鼓	〃	300	
	31	指揮者台	1回1台	300	
	32	楽団用譜面台	〃	100	
	33	上敷ござ	1回1枚	300	
	34	めくり台	1回1台	100	
	35	高座用座布団	1回1枚	410	
	36	雪かご	1回1個	410	
	37	司会者台	1回1台	200	
38	演台	メインホール	1回1式	630	
		サブホール	〃	410	
39	ドライアイスマシン	1回1台	740		
40	バレエ用シート	メインホール	1回1本	1,040	
		サブホール	〃	510	
41	コントラバス用椅子	1回1脚	100		

照 明 設 備	42	フットライト	メインホール サブホール	1回1列 "	740 630
	43	フットライト (花道用)		"	410
	44	水平ライト	メインホール サブホール	" "	2,870 1,800
	45	ローア水平 ライト	メインホール	"	1,270
			サブホール	"	940
	46	ボーダーライト	メインホール	"	1,040
			サブホール	"	840
	47	トーマンタル	スポットライト	"	300
	48	ポータルタワー スポット ライト	メインホール	"	1,040
			サブホール	"	740
	49	タワー スポット ライト		1回1基	410
	50	プロセニウム	スポットライト	1回1列	1,040
	51	サスペンション	メインホール	"	840
			サブホール	"	410
			多目的ホール	1回1台	300
	52	フロント サイド	メインホール	1回1列	840
			サブホール	"	300
			多目的ホール	1回1台	300
	53	シーリング	メインホール	1回1列	1,480
			サブホール	"	940
			多目的ホール	1回1台	300
	54	コンダクター	スポットライト	"	300
	55	センター フォロース スポット ライト	メインホール	"	2,340
			サブホール	"	1,910
			多目的ホール	"	510
	56	天井反射 板 ライト	メインホール	1回1式	2,770
			サブホール	"	1,700
	57	スポット ライト	500.750W	1回1台	200
			1kw	"	300
			2kw	"	510
	58	フォロー ピン スポット ライト		"	1,270
	59	ギャラリー	スポットライト	"	200
	60	効果	マシン	"	940
	61	ミラー	ボール	"	840
	62	星	球	1回1式	1,040
	63	記憶式	照明操作 卓	"	3,940
64	照明	操作 卓	"	1,910	
65	副照明	操作 卓	"	1,040	
66	スタ	ン ド	1回1本	100	
音 響 設 備	67	音響調整 卓	メインホール	1回1台	3,720
			サブホール	"	2,540
			多目的ホール	"	1,040
	68	テープレ コーダー	コンソール 型	"	2,110
			ポータブル 型	"	1,270
			カセット 型	"	840
	69	レコー ド プレー ヤー	コンソール 型	"	1,270
			ポータブル 型	"	630
	70	残響付	加装置	"	1,800
	71	マイク	エレベーター 装置	1回1式	740
	72	三点	つりマイク	"	1,040
	73	二点	つりマイク	"	940
	74	ワイヤ レス マイク	ハンド 型	"	1,580
			ネック タイ ピン 型	"	1,700
	75	客席	ミキサー	1回1台	1,370
	76	ポータ ブル ミキ サー	メイン ホール	"	1,040
			多目 的 ホ ール	"	840
	77	ステ ージ	スピー カー	"	1,040
78	固定	跳返 り スピー カー	"	740	
79	ホール	ドバ ック スピー カー	"	1,480	
80	マイ クロ ホン	ダイ ナ ミック 型	1回1本	740	
		そ の 他	"	840	
81	マイ ク	スタ ン ド	"	200	
82	拡 声	装 置	1回1式	2,870	

楽 器	83	グランドピアノ	外 国 製	1回1台	10,670
			日 本 製	〃	5,550
	84	アップライトピアノ		〃	2,110
	85	電子オルガン		〃	4,790
映 写 設 備					
	87	スクリーン	メインホール	1回1式	1,700
			サブホール	〃	940
			多目的ホール等	〃	300
	88	オーバーヘッドプロジェクター		1回1台	1,270
	89	スライドプロジェクター		〃	1,270
90	パソコン対応液晶プロジェクター		〃	2,250	
			〃	880	
継 設 備	91	テレビ録画中継設備		1回1式	9,600
	92	ラジオ録音中継設備		〃	5,110
そ の 他	93	展示パネ	ル	1回1枚	200
	94	組立式舞	台	1回1台	1,040
	95	組立式屋	台	〃	510
	96	ダンスフロ	ア	1回1式	22,300
	97	ダンシング	マット	〃	1,800
	98	展示用長	机	1回1脚	100
	99	持込電気機器	1日の総使用量が1kWを超える場合、1kWまでごとに		200
	101	コインロッ	カー	1回1台	100
	102	白 布	袋状 3 . 5 m	1枚	200
5 . 5 m			1枚	300	
8 . 5 m			1枚	510	
103	カラーフ	イルター	全紙1枚	250	
104	ロス	コイル	1回	2,080	

別表第3

愛媛県県民文化会館駐車場使用料

区 分		使 用 料		
大型自動車		駐車時間30分ごとに 200円		
その他の自動車		駐車時間30分ごとに 100円		
貸切料金	時 間 帯	西駐車場	地下駐車場	北駐車場 (全館利用時のみ)
	8:00～12:00	40,800	29,800	26,300
	8:00～17:00	108,800	79,500	70,300
	8:00～22:00	177,000	129,300	114,300
	延長(1時間毎)	13,500	9,800	8,700
駐泊料金 (西駐車場のみ)	大型自動車のみを対象	4,170		